

第 16 回 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会総会

日時 令和7年 10 月 17 日(金)14:00～16:00

会場 沖縄県庁 11 階第1会議室

オンライン会議(ZOOM)併催

— 議案書 —

目次

1. 第1号議案	令和6年度活動報告	3
2. 第2号議案	2024年度収支決算報告	12
3. 第3号議案	令和7年度事業計画（案）	15
4. 第4号議案	2025年度収支予算（案）	16
5. 第5号議案	協議会規約の改正について	19
6. 第6号議案	その他	24
7. 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会	規約	25

沖縄県サンゴ礁保全協議会 会員 情報

（2025年10月現在）

個人会員 69名

団体会員 88名

合計 157

第1号議案 令和6年度活動報告

令和6年度は下記の内容について活動を実施した。

- (1) 理事会及び総会の開催
- (2) ジュニアサンゴレンジャー事業
- (3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植助成事業
- (4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業
- (5) サンゴ礁ウィークの実施
- (6) 後援、共催、協賛
- (7) ホームページの維持管理
- (8) 各委員会からの活動報告

(1) 理事会及び総会の開催

- 第35回理事会 (令和7年2月22日(土) 沖縄県教職員共済会館「八汐荘」)
第15回総会 (令和7年2月22日(土) 沖縄県教職員共済会館「八汐荘」)
第36回理事会 (令和7年2月22日(土) 沖縄県教職員共済会館「八汐荘」)

資料や議事録は協議会のホームページをご覧ください。

<https://ocrcc.sakura.ne.jp/index.html>

(2) ジュニアサンゴレンジャー事業

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「こどもたちのサンゴやサンゴ礁保全に関する意識の向上と環境学習の支援を行うとともに、指導者等のスキルアップをめざすこと」を目的として、平成29年度から助成事業を実施しており、昨年度までに延べ33団体が本事業の支援を受け活動を実施した。令和6年度は下記10団体を採択し、すべての活動が実施された(表1参照)。

令和6年度採択団体：

- 一般社団法人地球となかよし
- 興南中学校 中学1年生
- 久高こども会
- neco ツーリズム
- 沖縄カトリック中学校
- 社会福祉法人こじか福祉会こじか保育園
- 一般社団法人fieldみるく
- 合同会社まほら なは小児童クラブ
- オキナワインターナショナルスクール&NEST(PTA)
- 一般社団法人りとから研究所

エラー! ブックマークが定義されていません。

表1 令和6年度ジュニアサンゴレンジャー事業 選定された事業の概要

番号	団体名	事業名	支援額 (円)	事業の概要
2024_01	一般社団法人 地球となかよし	ビーチコー ミングで沖 縄の海を知 ろう！	100,000	ビーチクリーン活動で訪れた海岸で収集した漂着物から、沖縄近海の環境や生息している生物の多様さ、現在沖縄の海が抱えている環境問題を学習した。
2024_02	興南中学校 中学1年生	「沖縄の海 を次世代 へ」探求プ ロジェクト	99,573	総合学習の時間を2時間利用し、サンゴ礁が育む豊かな海の生き物について知ること、その豊かさにあらためて気づくとともに、興味を持ち、具体的な行動へとつなげる。
2024_03	久高こども会	久高島サン ゴ礁の博士 になろう!!	95,690	サンゴの成り立ち等の学習を行うとともに、ビーチクリーン等の活動を7、8、10、11月に実施した。
2024_04	neco ツーリ ズム	取り戻そう サンゴの海	63,366	知念地区のサンゴの海を取り戻すため、現状把握のため、知念地区と慶良間諸島の海中やマングローブ域の観察等を行ったほか、保全活動としての海岸と生活圏のごみ拾い等の保全活動を行った。また、体験を通して感じたことをポスターなど作品にして地域の方、沖縄を訪れる方に伝える伝承活動や環境をSNSで発信した。
2024_05	沖縄カトリッ ク中学校	沖縄沿岸の 環境学習	99,000	沖縄海岸の生物観察会を行い、中学1・2年生は沖縄の海・サンゴについて学び、中学3年生には海洋ごみに関する講義を行った。
2024_06	社会福祉法人 こじか福祉会 こじか保育園	サンゴレン ジャー☆こ じかっ子	100,000	タッチプール、人形劇、ウミガメについての学ぶことを通して、沖縄の海について子どもたちが楽しんで「知りたい」「調べたい」「〇〇したい」などの興味関心を引き出し、新たな学びに向かう力を育む取組を実施した。

2024_07	一般社団法人 fieldみるく	海の生き物 観察会	83, 113	発達に凹凸のある子どもたちを対象に、 専門家とともにマングローブ林、干潟、 磯歩きを通して生き物や自然を体感す ることで子どもたちの充実感や達成感 を刺激し、意欲向上につなげる活動を実 施した。
2024_08	合同会社まほ らなは小児 童クラブ	海の生き物 について学 ぼう	100, 000	児童クラブの子供たち 1, 3 年生の 34 名 を DMM かりゆし水族館に連れて行き、館 内を見学した。また同クラブ高学年の子 供たち 7 名を浦添西海岸ていだ結の浜 へ連れて行き、講師の指導の下環境学習 と生き物観察会を行った。
2024_09	オキナワイ ンターナシ ョナルスク ール& NEST (PTA)	サンゴキッ ズ・プロジ ェクト	87, 150	絵本やビデオを用いたサンゴ礁の学習 や海の保全活動をされている方から実 際の保全活動の内容を聞いた。また、講 義を受講するとともにサンゴ礁の観察 会を実施し、これまでの活動をみんなで 振り返り学んだことや感じたことを話 し合い、発表会を開いた。
2024_10	一般社団法人 りとから研 究 所	白保アオサ ンゴ観察会	100, 000	白保にあるサンゴ村に野底小学校、明石 小学校の子どもを招待し、白保魚湧く海 保全協議会の会長さんからサンゴや白 保の海について説明を受け、低学年はグ ラスボート、高学年はシュノーケルで実 際にアオサンゴを中心に観察を行った。

(3) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金 サンゴ養殖移植助成事業

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会とアラムコ・アジア・ジャパン株式会社は、共同で「サンゴの養殖、植付を行う団体」への助成事業を実施しており、令和4年度～令和6年度までの事業を行う2団体を採択している。

令和6年度年度採択団体：①久米島漁業協同組合

②(一財)沖縄観光コンベンションビューロー
ザ・テラスホテルズ株式会社

令和6年度 サウジアラムコ サンゴ養殖移植助成事業

選定された事業の概要

番号	団体名	採択額 (円)	R6実績額 (円)	事業の概要
2022_01	久米島漁業協同組合	11,736,144	6,714,162	荒廃が進む久米島海域のサンゴ礁を再生させるため、幼生供給基地としてのサンゴ養殖を実施するとともに、周辺海域へ移植するサンゴ種苗を生産する。また、児童生徒に対するサンゴ苗付け体験などの環境教育を行う。
2022_02	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー ザ・テラスホテルズ株式会社	5,216,334	2,041,927	荒廃が進む沖縄本島北部ブセナ岬周辺のサンゴ礁を再生させるため、サンゴ種苗の中間育成、植付けを実施し、生物多様性を向上させるとともに観光資源として利用する。また、普及啓発、広報活動により自然と人間、地域住民と観光客の持続可能な共存を目指す。

(4) サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金助成事業

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会では、「対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進すること」を目的として、平成23年度から助成事業を実施しており、令和6年度は新たに5団体を採択した。

令和6年度採択団体：

一般社団法人サンゴ保全協会

しかたに自然案内

久米島漁協サンゴ養殖部会

特定非営利活動法人 海の自然史研究所

特定非営利活動法人 石西礁湖サンゴ礁基金

令和6年度 サウジアラムコ サンゴ礁保全活動助成事業

選定された事業の概要

番号	団体名	事業名	支援額 (円)	事業の概要
24_01	一般社団法人サンゴ保全協会	沖縄島中北部西海岸におけるサンゴの植え付けと普及啓発	1,060,509	1)サンゴの植え付け(読谷村残波ビーチ)、普及啓発(思納村立うんな中学校)
24_02	しかたに自然案内	浦添西海岸写真集の作成	1,620,000	埋め立て計画のある浦添西海岸のサンゴ礁の海の様子を記録に残すこと、また多くの人々にこの海について関心を持ってもらうことを目的に、サンゴ礁やイノーの自然、海での人々の営みなどの写真を公募し、それをもとに海の写真集を作成・出版する。
24_03	久米島漁協サンゴ養殖部会	久米島島民へのサンゴ・サンゴ礁普及啓発プログラムの開発と実践	910,000	久米島漁協サンゴ養殖部会の構成員自身が、国内で先行的に実践されているサンゴ礁生態系の教育プログラムについて学び、導入し、さらには新たな教育プログラムの開発と実践を行う。そして、漁業従事者自らが、久米島のサンゴ礁生態系の現状と保全の必要性について、久米島島民への普及啓発活動を促進することを目的とする。
24_04	特定非営利活動法人海の自然史研究所	サンゴ礁浅海域における海中プラスチックごみの現況調査と普及啓発プログラムの開発	1,760,000	1)海中プラスチックごみの現況調査、2)海中プラスチックごみを学ぶための教育プログラムの開発と試行、を行い、海中プラスチックごみの現状に関する普及啓発および発生抑制・回収必要性の意識向上に繋げる。
24_05	特定非営利活動法人石西礁湖サンゴ礁基金	「八重山うみしまフрендシップ」の普及	1,220,802	サンゴ礁や海の環境を守る活動の輪を広げる「八重山うみしまフрендシップ」の普及を図り、八重山のサンゴ礁再生につなげる。

(4) サンゴ礁ウィーク 2025 の実施

今回で第 11 回目となる「サンゴ礁ウィーク 2025」を 2025 年 3 月 1 日（土）～3 月 16 日（日）の日程で実施した。最終日となる 3 月 16 日（日）には協議会主催イベントとして「2024 年サンゴ白化 何が起きた？これからどうする？」と題したオンラインシンポジウムを開催した。期間中は展示会やトークイベント、ビーチクリーン、サンゴ礁の観察会や工作体験などの体験型イベントなど、計 22 団体によるイベントが実施された（図 3、図 4、表 2 参照）。

表 2 実施された事業の概要

主催事業者名・団体名	イベント名称	開催日
一般財団法人 沖縄美ら島財団 (沖縄美ら海水族館)	美ら海サンゴ DAYS	3 月 1 日（土） 2 日（日） 8 日（土） 9 日（日）
NPO 法人 海の自然史研究所	サンゴのテリトリーウォーズ	3 月 1 日（土）
(一社) 日本サンゴ礁学会 教育・普及啓発委員会	サンゴ礁研究最前線！	3 月 1 日（土）
ハイサイクリーン隊	一緒にチャレンジ！海ごみを世界でたった 1 つの宝物に変えてみよう！	3 月 2 日（日）
ツナグみらい Neco ツーリズム	パーマカルチャーで取り戻そう繋がりと言の海	3 月 2 日（日）
サンゴマップ実行委員会	【オンラインセミナー】ようこそ、サンゴの多様な繁殖ワールドへ！！繁殖・生殖からみるサンゴの多様性と柔軟性	3 月 5 日（水）
北谷町ダイビング協力会	水中サンゴフォトラリー	3 月 8 日（土）
一般社団法人サンゴ保全協会	恩納村の海とサンゴすごろく	展示： 3 月 8 日（土）、 3 月 9 日（日） サンゴすごろく：3 月 9 日（日）
沖縄ダイビングサービス Lagoon	サンゴ苗作り体験	3 月 9 日（日）
一般社団法人地球となかよし	小さな探究者たちの発表会～美ら浜で見つけた宝物から広がる学びの世界～	3 月 9 日（日）
一般社団法人キュリオス沖縄	ビーチで宝探し！？海岸の漂着物展	3 月 8 日（土） 9 日（日）

じゅごんの里	大浦湾でグラスボートに乗ってアオサンゴを見学しよう	3月9日(日)
日本自然保護協会	勝連半島リーフチェック	3月10日(月)～14日(金)
チカ・コーポレーション	古谷千佳子写真展「ギョバグラフ～おかずがとれるサンゴの海で～」	3月16日(日)
一般社団法人沖縄美ら海教育学校	子どもは海で元気になる！海の学校で海洋教育シュノーケル開催！	3月16日(日)
石垣島ていだダイビングサービス／コーラルネットワーク	リーフチェック石垣島フサキ沖	勉強会： 2月28日(金) 当日： 3月1日(土)
環境省石垣自然保護官事務所	サトウキビ細工展示～赤土流出防止について学ぼう～	2月28日(金)～3月10日(月)の平日
NPO 法人 宮古島海の環境ネットワーク	「サンゴ礁を残したい！」ボランティア海岸清掃	3月1日(土)
NPO 法人アクアプラネット	サンゴの日イベント	3月2日(日)
共催：久米島漁業協同組合、久米島漁業協同組合サンゴ養殖部会、(一社)久米島の海を守る会	久米島町 こんなサンゴ保全やってます(パネル展示)	3月3日(月)～16日(日)
一般社団法人チームけらま	ケラマ諸島全島一斉ビーチクリーン	3月23日(日) ※期間外特別イベント
ブックパーラー砂辺書架	ブックウィーク「うみってなんだろう？」	3月5日(水)～3月12日(水)

県民等へのサンゴ礁ウィークの浸透を図るため、ポスター、チラシ(図5、6参照)を作成し、県内の関係機関(共催や後援団体、協賛企業、学校機関、報道機関等)に配布した。また、イベント参加団体の協力も得ながら、ホームページ、Facebook ページ、メーリングリスト等を通じて広報を行った。

その他、以下のとおり広く県民等に周知を図った。

- 新聞広告掲載をはじめとした、(株)沖縄タイムス社と連携した広報
- 役員等による広報協力

（５）後援、共催、協賛

R5 年度の後援、共催、協賛はありません。

（６）ホームページの維持管理

サンゴ礁保全に関するイベント情報等を更新した。

（７）各委員会からの活動報告

○サンゴ礁ウィーク 2025 実行委員会

以下のとおり実行委員会を開催した。

実行委員長：鹿谷麻夕（しかたに自然案内）

実行委員：鹿熊 信一郎／案納 昭則／岡地賢（コーラルクエスト）／吉田稔（八重山サンゴ礁保全協議会）／佐々木小枝（WWF ジャパン）／大堀健司（エコツーリズム・環境教育ふくみみ）／安部真理子（沖縄リーフチェック研究会）／小菅 陽子／後藤亜樹／藤田喜久

日時：第一回 2024 年 10 月 16 日（水） 13:30-15:00

※なお第一回以降は、専用メーリングリスト上にて随時議題や資料を共有し議論・議決をおこなった。

開催場所：オンライン（Google Meet）

内容：実行委員会の決議方法について、サンゴ礁ウィーク 2025 開催日程・期間の決定、予算調整、実施要領等の確認、後援依頼先・広報先等調整、チラシ・ポスターの仕様・部数調整、県立博物館・美術館の展示スペース利用日程調整、新聞広告の仕様調整、協議会主催イベントの検討など。

【サンゴ礁ウィーク 2025 の総括】

第 11 回目となるサンゴ礁ウィーク 2025 では、サンゴ礁ウィークイベント実施団体は 21 団体（期間外イベントを含めると 22 団体）と、前年度の 19 団体から 2 団体増加となった。次年度以降、委託予算を大幅に縮小する予定であり、事務局業務を縮小する中で何を残すか、またそれを決めるためにはサンゴ礁ウィークというイベントのアイデンティティは何であったのかを問い直す必要がある。

サンゴ礁ウィークイベントについては、これまで以上に主催団体の主体的な参加に委ねることになり、また支援金の支給、会場の提供などが難しくなる中で、それでも参加してくれる団体をいかにサポートできるか、「サンゴ礁ウィーク」に参加（もしくは参画）することのメリットを示せるかが重要になってくる。主催団体にとって参加しやすい（参加しにくさ・煩雑さがない）ことも重要である。

広報についても、新聞やモノレール広告を使った大々的な広報ができない分、主催団体が運営する SNS などを通じてウィーク全体の周知・盛り上げに協力してもらう必要がある。協議会としては、PR に使いやすい素材（たとえばロゴ＋分かりやすくシンプルな憲章のようなもの）を提供するなどの工夫も考えられる。

第2号議案 令和6年度収支決算報告

令和6(2024)年4月1日～令和7(2025)年3月31日までの決算は下記のとおりでした。

2024年度収支決算報告書

歳入

項 目	2024年度予算	2024年度決算	備考
寄付金収入合計	120,000	280,505	
その他	(100,000)	(260,505)	寄付金内訳
沖縄科	(20,000)	(20,000)	寄付金内訳
アラムコ寄付	0	0	
助成金	0	0	
受取利息合計	35	25,916	
一般会計	(10)	(2,066)	受取利息内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(10)	(21,469)	受取利息内訳
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(5)	(573)	受取利息内訳
アラムコ養殖移植事業基金	(10)	(1,808)	受取利息内訳
前期繰越金合計	30,640,140	30,640,140	
一般会計	(4,163,408)	(4,163,408)	
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(22,019,751)	(22,019,751)	
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(1,352,145)	(1,352,145)	
アラムコ養殖移植事業基金	(3,104,836)	(3,104,836)	
アラムコ基金外貸口座	\$22.01	\$22.01	
合 計	30,760,175	30,946,561	
	\$22.01	\$22.01	

歳出

項 目	2024年度予算	2024年度決算	備考
アラムコ助成事業(基金)	7,960,000	7,247,106	
助成金(2024)	(7,000,000)	(6,571,311)	
旅費	(250,000)	(140,260)	審査会
賃借料	(200,000)		
謝金		(30,000)	審査会
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(5,165)	
通信費		(370)	報告会ポスター送料
委託費	(500,000)	(500,000)	審査会
ジュニアサンゴレンジャー事業(基金)	3,610,000	2,830,947	
ジュニアサンゴレンジャー支援	(1,000,000)	(927,892)	
JSR助成金(未払金)			
ジュニアサンゴレンジャー旅費	(500,000)		報告会で発表
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(4,455)	
謝金	(300,000)		
委託費	(1,800,000)	(1,898,600)	
アラムコ養殖移植事業(基金)	13,660,000	16,238,413	
移植事業支援	(9,000,000)	(8,756,089)	
移植事業支援(未払金)			
成果報告会	(3,000,000)		
移植事業旅費	(400,000)	(538,446)	
印刷製本費		(72,473)	報告会ポスター等印刷
通信費		(1,370)	報告会ポスター等郵送
活動費(振込手数料など)	(10,000)	(7,575)	
謝金	(50,000)		
委託費	(1,200,000)	(6,862,460)	海研、WeRiseOkinawa、イノカ、プセナ

事業費(一般会計)		2,640,000	1,567,134	
サンゴ礁ウィーク 予算小計(2,640,000) 決算小計(1,567,134)	活動費	(1,200,000)	(595,204)	
	賃借料			
	旅費	(200,000)		
	謝金			
	通信費	(50,000)		
	雑費	(10,000)	(6,530)	
	委託費	(1,100,000)	(895,400)	
	印刷製本	(80,000)	(70,000)	
	支援金戻り			
管理費(一般会計)		1,626,000	192,585	
NPO法人化 予算小計(710,000) 決算小計(0)	旅費	(100,000)		
	謝金	(100,000)		
	雑費	(10,000)		
	委託費	(500,000)		
理事会 予算小計(315,000) 決算小計(83,425)	賃借料	(10,000)		
	旅費	(300,000)	(82,280)	
	雑費	(5,000)	(1,145)	
総会 予算小計(190,000) 決算小計(88,235)	活動費	(20,000)		
	賃借料	(20,000)	(31,900)	
	旅費	(100,000)		
	通信費	(50,000)	(56,170)	
交流会 予算小計(170,000) 決算小計(0)	雑費		(165)	
	活動費	(50,000)		
	賃借料	(10,000)		
	旅費	(100,000)		
委員会 予算小計(100,000)	雑費	(10,000)		
	旅費	(100,000)		
	通信費			
選挙 小計(122,000) 決算小計(0)	印刷製本	(30,000)		
	旅費	(2,000)		
	謝金	(10,000)		
	通信費	(80,000)		
一般事務 予算小計(14,000) 決算小計(20,925)	雑費	(2,000)	(325)	
	賃借料	(7,000)	(6,600)	サーバー、ドメイン
	旅費	(5,000)	(14,000)	
	消耗品費			
	委託費	-		
その他(支出) 予算小計(5,000) 決算小計(0)	活動費	(5,000)		
	旅費			
	賃借料			
	雑費			
	通信費			
	印刷製本			
	委託費			
次期繰越金		1,264,175	2,870,376	
一般会計		(17,418)	(2,686,260)	次期繰越金内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		(14,059,761)	(14,794,114)	次期繰越金内訳
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		-(2,257,850)	-(1,478,229)	次期繰越金内訳
アラムコ養殖移植事業支援基金		-(10,555,154)	-(13,131,769)	次期繰越金内訳
アラムコ基金外貸口座		\$22.01	\$22.01	
合 計		30,760,175	30,946,561	
		\$22.01	\$22.01	

財 産 目 録

2025年3月31日現在
(資 産 の 部)

I 流動資産

1 現金及び預金

1 現 金		62,678	62,678 円
2 預 金			
(1) 普通預金	一般会計口座	2,623,582	
(2) 普通預金	アラムコ口座	184,116	
(3) 普通預金	JSR口座	0	
(4) 普通預金	アラムコ移植口座	0	
(5) 普通預金	アラムコ口座	22.01	ドル
	小計	2,807,698 円	
		22.01	ドル
	資産の部合計		2,870,376 円
			<u>22.01</u> ドル

(負 債 の 部)

I 流動負債

1. アラムコ助成金未払

	0
負債の部合計	<u>0 円</u>

(正味資産の部)

正味資産	2,870,376 円
	<u>22.01</u> ドル

第3号議案 令和7年度事業計画(案)

令和6年4月1日～令和7年3月31日までの活動(案)を下記のとおり提案する。

- (1) 理事会、総会及び情報交換会の実施
- (2) サウジアラムコ助成事業成果報告会
- (3) サンゴ礁ウィーク 2026
- (4) ホームページの維持管理
- (5) その他活動に必要な事項

事項表：令和7年度事業計画

2025年度 事業計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
理事会・総会・交流会						9月中旬 第37回理事会、第38回理事会	10月中旬 第16回総会			第39回理事会		未定
役員選挙 (次回改選は2026(令和8)年)												
サウジアラムコ助成事業 成果報告会		準備期間	6月6日 成果報告会									
サンゴ礁ウィーク2026 (予算・実施体制に応じて検討)		サンゴ礁ウィーク2025 とりまとめ				SW実行委員会設置 企画決定		準備期間		3/5を含む前後1週間程度 (2月28日(土)～3月15日(日)) 予定		おきなわ サンゴ礁 ウィーク
イベント公募												
会場手配等 取りまとめ・広報など												
ジュニアサンゴレンジャー事業 (同種事業の実施未定)	予算・実施体制に応じて検討											
サンゴ礁イメージ展 (実施未定)	予算・実施体制に応じて検討											
那覇空港写真展 (実施未定)	予算・実施体制に応じて検討											
ホームページの維持管理	維持管理											
後援、共催、協賛	随 時											
出版事業	※出版事業の実施については、予算の状況に応じて検討する予定											
その他活動に必要な事項 ・広報資料等の作成	随時											

※事業計画については、変更になる場合がある。

第4号議案 令和7年度収支予算(案)

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの予算(案)は下記のとおり提案します。

2025年度収支予算(案)

歳入

項 目	前年度決算	今年度予算	備考
寄付金収入合計	280,505	120,000	
その他	(260,505)	(100,000)	
沖環科	(20,000)	(20,000)	
アラムコ寄付	0	0	
助成金	0	0	
受取利息合計	25,916	3,000	
一般会計	(2,066)	(3,000)	受取利息内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(21,469)	(0)	
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(573)	(0)	
アラムコ養殖移植事業基金	(1,808)	(0)	
前期繰越金合計	30,640,140	2,870,376	
一般会計	(4,163,408)	(2,686,260)	前期繰越金内訳
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(22,019,751)	(184,116)	
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金	(1,352,145)	(0)	
アラムコ養殖移植事業基金	(3,104,836)	(0)	
アラムコ基金外貸口座	\$22.01	\$22.01	
合 計	30,946,561	2,993,376	
	\$22.01	\$22.01	

歳出

項 目	前年度決算	今年度予算	備考
アラムコ助成事業(基金)	7,247,106	0	
助成金(2024)	(6,571,311)		
旅費	(140,260)		
賃借料			
謝金	(30,000)		
活動費(振込手数料など)	(5,165)		
通信費	(370)		
委託費	(500,000)		
ジュニアサンゴレンジャー事業(基金)	2,830,947	0	
ジュニアサンゴレンジャー支援	(927,892)		
ISR助成金(未払金)			
ジュニアサンゴレンジャー旅費			
活動費(振込手数料など)	(4,455)		
謝金			
委託費	(1,898,600)		
アラムコ養殖移植事業(基金)	16,238,413	0	
移植事業支援	(8,756,089)		
移植事業支援(未払金)			
成果報告会			
移植事業旅費	(538,446)		
印刷製本費	(72,473)		
通信費	(1,370)		
活動費(振込手数料など)	(7,575)		
謝金			
委託費	(6,862,460)		

項 目		前年度決算	今年度予算	備考
事業費(一般会計)		1,567,134	676,530	
サンゴ礁ウィーク 小計(676,530)	活動費	(595,204)	(100,000)	
	賃借料			
	旅費			
	謝金			
	通信費			
	雑費	(6,530)	(6,530)	
	委託費	(895,400)	(500,000)	
	印刷製本	(70,000)	(70,000)	
	支援金戻り			
管理費(一般会計)		192,585	606,500	
NPO法人化 小計(0)	旅費			
	謝金			
	雑費			
	委託費			
理事会 小計(51,500)	賃借料			
	旅費	(82,280)	(50,000)	
	雑費	(1,145)	(1,500)	
総会 小計(30,500)	活動費			
	賃借料	(31,900)	()	
	旅費			
	通信費	(56,170)	(30,000)	
	雑費	(165)	(500)	
交流会 小計(0)	活動費			
	賃借料			
	旅費			
	雑費			
委員会 小計(0)	旅費			
	通信費			
選挙 小計(0)	印刷製本			
	旅費			
	謝金			
	通信費			
一般事務 小計(24,500)	雑費	(325)	(500)	
	賃借料	(6,600)	(10,000)	サーバー、ドメイン
	旅費	(14,000)	(14,000)	
	消耗品費			
	委託費			
その他(支出) 小計(500,000)	活動費			
	旅費			
	賃借料			
	雑費			
	通信費			
	印刷製本			
	委託費		(500,000)	
次期繰越金		2,870,376	1,710,346	
一般会計		(2,686,260)	(1,710,346)	
サウジアラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		(184,116)	()	残金を一般会計へ
アラムコ沖縄サンゴ礁保全活動支援基金		()	()	
アラムコ養殖移植事業支援基金		()	()	
アラムコ基金外貨口座		\$22.01	\$22.01	
合 計		30,946,561	2,993,376	
		\$22.01	\$22.01	

第5号議案 協議会規約の改正について

協議会予算の縮小に伴い、協議会の体制を変更する必要があることから、協議会規約の改正について提案します。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約（改正案）

第1章 総則

【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。

【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。
- (3) サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を事務局に提出し、**理事会の承認をもって**会員となる。

【 議決権の停止 】

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の**議決権**は停止される。
協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

【 退会 】

第 8 条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

【 除名 】

第 9 条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の 3 分の 2 以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があつたとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があつたとき

【 会員資格の喪失 】

第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 除名
- (5) 議決権の停止後、1 年間権利復帰の意思表示がないとき
- (6) 反社会勢力と認められたとき

第 4 章 役員等

【 役員 】

第 11 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 名
- (3) 理事 1 名以上 4 名以内。ただし、令和 8 年度の総会までは 18 名以内。
- (4) 監査役 2 名

【 役員の選任 】

第 12 条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長は理事の中から会長が指名する。
- (3) 理事は会員の中から互選により選出する。
- (4) 監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

【 役員の任期 】

第 13 条 役員の任期は選出から 3 年後の総会までとする。但し、令和 7 年 2 月 22 日に選出された役員の任期については、令和 8 年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。

【 役員の職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は理事会において議決を行う。

4 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、実行委員会等

【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

2 通常総会は、事業年度開始後 5 ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。

4 総会は会長が招集し、議長は会員の中から選出する。

【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 役員の選任
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 除名
- (6) 解散及び休止
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。

5 総会の成立要件である会員の過半数以上の会員とは、会員の総数から、第 7 条で会員の議決権を停止されている者を除いた数とする。

【 理事会 】

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局により構成する。

2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。

3 理事会の議事は、出席者（事務局を除く）の 2 分の 1 以上により決する。同数の場合

は会長が決する。

- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

【 理事会の議決事項 】

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

【 実行委員会 】

第 20 条 会長は、協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な実行委員会を理事会の承認をもって随時置くことができる。

- 2 実行委員会は、会員の有志及び会員以外のオブザーバーにより構成される。
- 3 会長は、役割を終えた実行委員会を随時解散することができる。

第 6 章 事務局

【 事務局 】

第 21 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う事務局を沖縄県環境部自然保護課に設置する。

- 2 事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

【 事務局の所掌事務 】

第 22 条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

第 15 条に規定する総会、第 18 条の理事会の議事・進行に関する事項その他協議会が付託する事項

第 7 章 補足

【 経費 】

第 23 条 この協議会の経費は、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

【 寄付金等 】

第 24 条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第 18 条に規定する理事会の承認を得るものとし、事務局は毎年度末に理事会へ収支報告を行う。

【 会計年度 】

第 25 条 この協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

【残余財産の帰属】

第 26 条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成 20 年 6 月 28 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 6 月 18 日から施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 17 日から施行する。

この規約は、平成 25 年 6 月 16 日から施行する。

この規約は、平成 26 年 7 月 6 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 7 月 2 日から施行する。

この規約は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。

第6号議案 その他

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 規約（現行）

第1章 総則

【 設置 】

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会設立趣意書（別紙参照）に基づき協議会を設置する。

【 名称 】

第2条 この協議会は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会（以下「協議会」と称する）という。協議会が正式に発足し、活動を推進する過程で所定の方法にて協議会の呼称を決定できるものとする。

【 対象区域 】

第3条 協議会がサンゴ礁保全に取り組む対象区域は、沖縄県全域（沖縄県内の陸域と海域）及び奄美群島までとする。

第2章 目的及び活動

【 目的 】

第4条 協議会は、対象区域のサンゴ礁の保全に関する活動を推進するため、必要となる事項の協議及び活動支援などを行うことを目的とする。

【 活動 】

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を基本に行うものとする。

- (1) 海域にとどまらず、陸域を含めた総合的で持続的なサンゴ礁の保全活動を推進する活動。
- (2) 地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、教育関係者、研究者、NPO、行政機関などのさまざまな主体と連携を深めながら、サンゴ礁の保全を横断的に推進する活動。サンゴ礁の保全にかかわるさまざまな情報を収集し地域へ提供するとともに、地域からの要望や課題を共有し、その解決策を提案することなどにより、サンゴ礁の保全を支援する活動。
- (3) 会員や地域などを対象に、サンゴ礁の保全に関する貢献等に対する表彰。その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 構成と会員

【 入会 】

第6条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を運営事務局に提出し、会員となる。

【 権利の停止 】

第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。

協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委

任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。

【 退会 】

第8条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を理事会に提出しなければならない。

【 除名 】

第9条 会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。その場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協議会の名誉を毀損し、または目的に反する行為があったとき
- (2) 規約その他協議会の規定に反し、または協議会の秩序を乱す行為があったとき

【 会員資格の喪失 】

第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告
- (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散
- (4) 除名

第4章 役員等

【 役員 】

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監査役 2名

【 役員の選任 】

第12条 役員は、以下の方法で選出する。

- (1) 会長は会員の中から互選により選出する。
- (2) 副会長は会員の中から会長が指名する。
- (3) 理事18名は会員の中から互選により選出する。
- (4) 会長が特に必要と認めたときは、会員の中から2名以内の理事を指名することができる。
- (5) 監査役は、理事会構成員以外の会員の中から会長が指名する。

【 役員の任期 】

第13条 役員の任期は選出から2年後の総会までとする。但し、平成26年12月13日に選出される役員の任期については、平成28年度に開催される総会までとする。また、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員の任期は、他の役員の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは職務を遂行する。

【 役員の職務 】

第 14 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が職務の遂行に支障があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 監査役は、協議会の業務及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 5 章 総会、理事会、委員会等

【 総会 】

第 15 条 協議会の総会は、通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、事業年度開始後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認め、理事の 5 分の 3 以上から請求があったとき開催する。
- 4 総会は会長が招集し、総会の議長は、会員の中から選出する。

【 総会の議決事項 】

第 16 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の制定または変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 役員の選任
- (5) 除名
- (6) 解散
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

【 総会の議決方法 】

第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。

- 2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。
- 3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。
- 5 総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。

【 理事会 】

第 18 条 理事会は、必要に応じて開催し、会長、副会長、理事、事務局長により構成する。

- 2 理事会は、上記構成員の過半数の出席により成立する。
- 3 理事会の議事は、出席者の 5 分の 3 以上により決する。

- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会に出席できない構成員は、所定の様式により他の出席者へ、理事会での議決事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。

【 理事会の議決事項 】

第 19 条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会が議決した事項の執行に関すること。
- (3) 諸規則の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項

【 委員会 】

第 20 条 協議会の活動、運営を円滑に行うため必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、理事会の議を経て総会の議決により設置する。
- 3 委員会設置の議案は、会員より理事会に対して随時提出できる。

【 委員会の運営等 】

第 21 条 委員長は理事の中から会長が任命するものとする。

- 2 委員会は会員の有志により構成される。
- 3 委員会の中には、必要に応じて会員以外のオブザーバーを所属させることができる。
- 4 委員会の運営は当該委員会の細則による。

【 委員会の解散 】

第 22 条 委員会は、当該委員会の議を経て理事会へ届け出た上、解散することができる。

- 2 委員会の解散に係わる規定は当該委員会による。

【 公開 】

第 23 条 協議会の会議及び委員会は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 協議会の会議及び委員会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 協議会の会議及び委員会の資料は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、ホームページ等で公開する。

協議会の会議及び委員会の議事結果は、生物の保護上または個人情報の保護上支障のある項目を除き、要旨をとりまとめて議事要旨とし、議長の承認を経てホームページ等で公開する。

第 6 章 運営事務局

【 運営事務局 】

第 24 条 協議会の活動を円滑に進めるための事務作業を行う運営事務局を沖縄県環境部自然保護課に設置する。

- 2 事務局長は、協議会会員の中から会長が任命する。
- 3 事務局長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 4 運営事務局は、個人情報の取り扱いに関して、漏洩、散逸及び協議会目的外利用の防止に努め、適正に管理する。

【 運営事務局の所掌事務 】

第25条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第15条に規定する総会、第18条の理事会及び第20条の委員会の議事・進行に関する事項その他協議会が付託する事項

第7章 補足

【 経費 】

第26条 この協議会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

【 寄付金等 】

第27条 協議会はサンゴ礁保全の推進のために、寄付金を得ることができる。

- 2 寄付金の使途については、第15条に規定する総会の出席会員の合意を得るものとし、運営事務局は毎年度末に協議会へ収支報告を行う。

【 会計年度 】

第28条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【 運営細則 】

第29条 この規約に規定することの他、規約施行及び協議会の運営に関して必要な事項は、第14条に規定する総会の出席会員の合意を得て、会長が別に規定する。

【残余財産の帰属】

第30条 この協議会が解散したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決された者に譲渡するものとする。

附則

この規約は、平成20年6月28日から施行する。

この規約は、平成20年12月13日から施行する。

この規約は、平成21年6月14日から施行する。

この規約は、平成23年6月18日から施行する。

この規約は、平成24年6月17日から施行する。

この規約は、平成25年6月16日から施行する。

この規約は、平成26年7月 6日から施行する。

この規約は、平成28年7月 2日から施行する。